

違法簡易広告物追放推進団体制度に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、豊中市屋外広告物条例（平成23年豊中市条例第52号。以下「市条例」という。）第22条の規定に基づき行う違法簡易広告物の除却について、地域に密着した活動を展開することにより市内における美観の向上及び公衆に対する危害防止を推進するため、地域住民等により組織する違法簡易広告物追放推進団体制度に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 違法簡易広告物 屋外広告物法（昭和24年法律第189号。以下「法」という。）第7条第4項に規定するはり紙、はり札等、広告旗又は立看板等
- (2) 地域団体等 市内に居住し、若しくは勤務する個人又は市内に事務所等を有する法人により構成される団体

(推進団体の認定等)

第3条 市長は、違法簡易広告物の除却を行うことが適当と認める地域団体等を、違法簡易広告物追放推進団体（以下「推進団体」という。）として認定することができる。

- 2 前項の規定による認定を受けようとする団体は、違法簡易広告物追放推進団体認定申込書（様式第1号。以下「申込書」という。）を市長に提出しなければならない。
- 3 前項の申込書には、次に掲げる書類等を添付しなければならない。
 - (1) 推進団体の性格を証する定款、規約等の書類
 - (2) 推進団体の構成員のうち、違法簡易広告物の除却活動を行う者（以下「活動員」という。）の住所及び氏名並びに次条に規定する違法簡易広告物追放推進員として推薦する者の住所及び氏名を記載した名簿
 - (3) 推進団体が主に違法簡易広告物の除却活動をしようとする区域（以下「活動区域」という。）を示す図面
- 4 推進団体の認定期間は2年間とする。ただし、更新を妨げない。
- 5 推進団体は、申込書及び申込書に添付された書類等に記載された事項を変更しようとするときは、当該変更しようとする事項について市長に報告し、その承認を受けなければならない。

(推進員の登録等)

第4条 市長は、推進団体の推薦する活動員を、違法簡易広告物の除却活動において活動員を指導する違法簡易広告物追放推進員（以下「推進員」という。）として登録するものとする。

- 2 推進員は、本市が行う屋外広告物関係法令に関する講習会を受講しなければならない。
- 3 市長は、推進員が前項の講習会を受講したときは、違法簡易広告物追放推進員登録証（様式第2号。以下「推進員登録証」という。）及び腕章を交付するものとする。
- 4 推進員は、自らが所属する推進団体の活動員に対し、法その他の屋外広告物関係法令を遵守するよう適切に指導しなければならない。
- 5 推進員の登録期間は、当該推進員の所属する推進団体の認定期間と同一の期間とする。

(推進団体の活動)

第5条 推進団体は、その活動区域において、活動員をして違法簡易広告物を除却することができる。この場合においては、推進員の指揮監督の下で行わなければならない。

- 2 推進団体は、年間の活動計画を違法簡易広告物除却活動計画書（様式第3号）により事前に市長に提出し、その承認を得なければならない。活動計画を変更しようとする場合もまた同様とする。
- 3 推進団体は、除却活動をする際には、その日時を事前に市長に連絡しなければならない。
- 4 推進団体が第1項の規定により除却を行うときは、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 2人以上で除却活動をすること。
 - (2) 推進員は、推進員登録証を持参すること。
 - (3) 活動員は、腕章を着用すること。
 - (4) 法その他の屋外広告物関係法令を遵守するとともに、恣意的な除却を行わないこと。
 - (5) 事故等が発生したときは、市長及び所轄の警察署長に速やかに報告すること。
- 5 推進団体の代表者は、違法簡易広告物の除却を行った後、速やかに除却活動実績報告書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

(推進団体の認定の取消し等)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、推進団体の認定

を取り消すことができる。

- (1) 推進団体の解散その他違法簡易広告物の除却活動の継続が困難な事由により、違法簡易広告物追放推進団体廃止届（様式第5号）が提出されたとき。
 - (2) 推進団体としてふさわしくない行為があったと認めるとき。
- 2 推進団体は、前項の規定により認定が取り消されたときは、腕章を市長に返却しなければならない。

（推進員の登録の取消し等）

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、推進員の登録を取り消すことができる。

- (1) 推進員から退任の申出があったとき。
 - (2) 推進員としてふさわしくない行為があったと認めるとき。
- 2 推進員が所属する推進団体の認定が取り消されたときは、当該推進員の登録は、取り消されたものとみなす。
- 3 推進員の登録期間の満了又は登録の取消しにより、推進員がその身分を失ったときは、推進員登録証を市長に返却しなければならない。

（トラブルの対応）

第8条 市長は、違法広告物を撤去する際に、当該広告物を掲出した者等との間にトラブルが発生した場合は、撤去を中止させ、速やかに市と協議し、指示に従わせるものとする。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、違法簡易広告物の除却に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年1月15日から実施する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から実施する。